

# 消費生活用製品安全法等の改正内容について

令和 7 年 1 月 31 日

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ  
製品安全課

# 消費生活用製品安全法等<sup>(※)</sup>の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

・令和6年6月26日公布  
・令和7年12月25日施行

## 背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、  
（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、  
（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

## （１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### ① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



### ② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

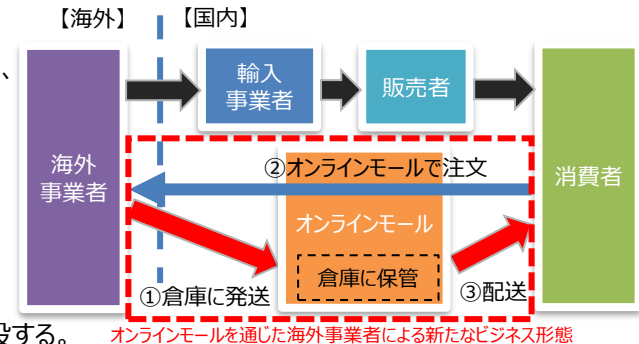
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

### ③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

### ④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



## （２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### ① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等  
（小部品が取れやすく、誤飲・窒息に至るおそれ）

マグネットセット・吸水ボール



### ② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

# 製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、**製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合することを義務付け**。
- **製造・輸入事業者**は、技術基準に適合した製品に、自らPSマークを表示して販売。**販売事業者等**はPSマークの表示がない製品を販売してはならない。
- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生**を認知してから10日以内に消費者庁に**報告することが義務付け**られている。

## 製品安全 4 法とPSマーク対象品

### 消費生活用製品安全法（消安法）（13品目）



ライター、レーザーポインター等（3品目）



石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール 等（8品目）



乳幼児用ベッド（1品目）



乳幼児用玩具（1品目）

### 電気用品安全法（電安法）（457品目）



コンセント、延長コード、ACアダプター、携帯発電機 等（116品目）



LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等（341品目）

### ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスふろバーナー 等（4品目）



ガスこんろ 等（4品目）

### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）



カートリッジガスこんろ、携帯液化石油ガス用バーナー 等（8品目）



一般ガスこんろ 等（9品目）

※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示することが可能。

※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認されれば表示することが可能

※子供PSCマークは、技術基準適合性を確認した上で、使用年齢基準に適合し、対象年齢を含む使用上の注意事項を表示すれば表示することが可能。

# インターネット取引の拡大への対応

## 【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### 法律

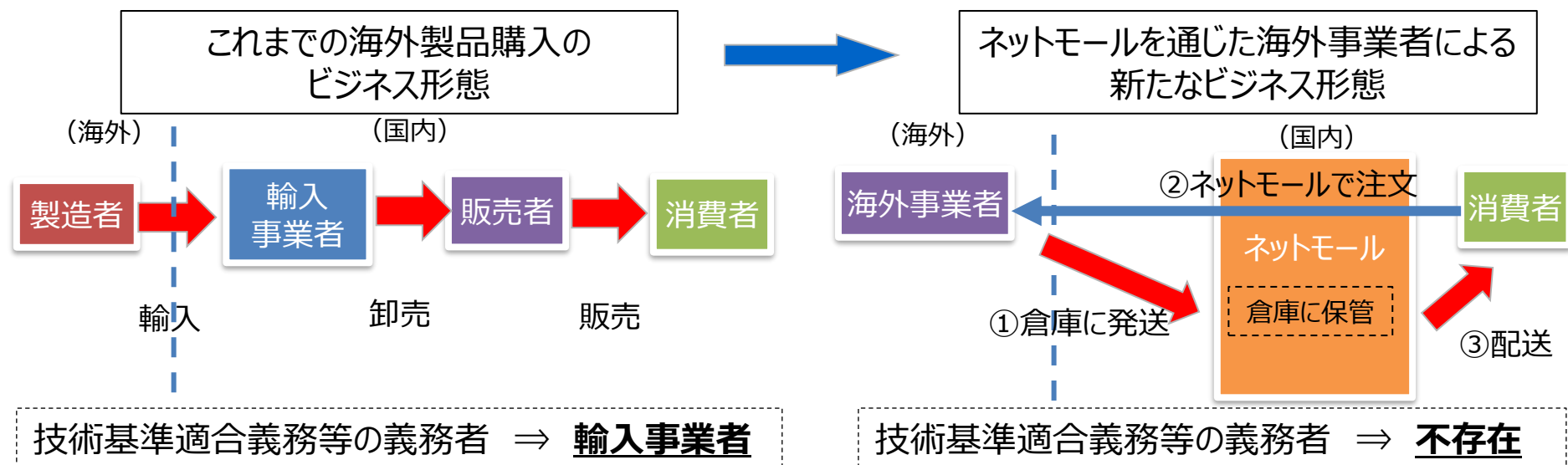
- 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)
- 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
- 届出事項の公表制度の創設
- 法令等違反行為者の公表制度の創設

### 省令

- 国内管理人の基準
- 国内管理人の定期報告

# インターネット取引の拡大に対応した制度改正

- インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大。
- 特に海外の事業者が販売する販売形態においては、**規制対象となる製造・輸入事業者が国内に存在しないといった課題があった。**



## 【対応】

- ① 製品安全 4 法上、**海外事業者を規制対象化（国内管理人の選任）**【消安法第 2 条第 10 項、第 6 条等】
- ② **ネットモール事業者**に対する**違反品等の出品削除を要請し、要請した旨を公表**【消安法第 32 条の 3、第 39 条の 2 等】
- ③ 国内管理人を含む届出事業者（輸入事業者、製造事業者）に関する情報の**公表制度を措置**【消安法第 10 条等】
- ④ 法律や法律に基づく命令等の**違反行為者**の氏名等について、**公表制度を措置**【消安法第 46 条の 2 等】

【参考】EUでは、（インターネットや実店舗などの販売方法に関係なく）EU域外の製造事業者が製造した製品をEU域内で取引する際、そのEU域外の製造事業者に対して、EU域内の責任事業者を設置することが義務づけられている。

# 海外から直接販売される製品の安全確保のための措置

- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者について、特定輸入事業者として、（現行の製造・輸入事業者と同様）届出を可能とし、技術基準への適合等を義務付けた。
- これに伴って、執行及び迅速な対応を確保するなどの観点から、海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求め、その氏名・住所等を届け出させることとした。
- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。

## <改正消費生活用製品安全法 第2条第10項>

この法律（第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

## <改正消費生活用製品安全法 第6条第2号>

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一 （略）

二 特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三～五 （略）

# 国内管理人に求められる基準

- 国内管理人は法人・個人を問わず、また、業種・業態も問わない。

(例) オンラインモール事業者、物流事業者、海外事業者の国内代表者、その他行政・規制関連実務に精通している者 等

- 一方、国内管理人は、検査記録の保存義務等が課されるとともに、日本国内において**特定製品の安全性の確保に責任を有するもの。**特定製品に何らかの問題が発生した場合に、規制の実効性の観点から**国内管理人としての適切な業務遂行ができる者のみが選任されるような基準**を要件として省令にて定めた。
- また、この要件を満たすことを示す書類として、**特定輸入事業者と国内管理人の間の契約書の写し、国内管理人が国内に住所を有することを示す書類等の提出を求める。**

## <国内管理人の要件>

- ・日本国内に住所を有すること
- ・日本語による会話能力を有すること
- ・製品安全に関する法令を遵守するものであること
- ・届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていること
- ・国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること など

## <国内管理人に求められる報告>

- ・届出事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人には定期的な報告を求める。
- ・国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに、申し出る必要がある。

## <改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

# 取引DPF（デジタルプラットフォーム）提供者の範囲及び責任

- 取引DPFとは、いわゆる「インターネットモール」や「インターネットオークションサイト」を想定しており、自社ECサイトは含まれない。一方、自社サイトや自社インターネットモールにて自社製品を販売する場合、販売事業者（注）として法令を遵守する必要。（注）製造事業者・輸入事業者に該当する可能性もあり。
- 製品安全 4 法の対象となる取引DPFは、取引DPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、日本の消費者向けに取引の場を提供しているかで判断。具体的には、日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断。

※特定商取引法は広く郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等を利用して行われる「通信販売」を規制しているところ、製品安全 4 法では取引DPFを利用して行われる「通信販売」に着目して、取引DPF提供者について製品安全の観点から規律するもの。

## ＜取引DPF提供者の責務等＞ （条番号は改正消費生活用製品安全法に基づくもの）

### （要請）

- 危害防止要請（出品削除等に係る要請）に係る必要な措置（第32条の3、第39条の2）

### （責務）

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力（第32条の2、第38条第3項）
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力（第38条第2項）
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力（第34条第2項）
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知（第34条第4項）

# 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

## 【消安法】

### 法律

- 子供用の製品に係る規制の創設
- 子供用特定製品の中古品特例

### 政令

- 乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドの子供用特定製品への指定
- 乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドに係る経過措置

### 省令

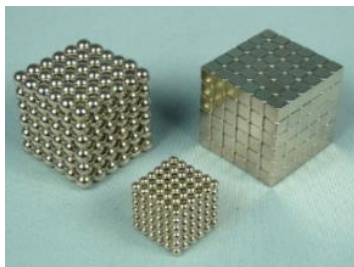
- 乳幼児用玩具の技術基準、使用年齢基準、型式区分、注意表示
- 子供用特定製品のマーク(子供PSCマーク)

# 玩具など子供用の製品に関する課題

- 子供用の製品については、誤飲などが起きやすく、通常の製品よりも配慮が必要。しかし、子供の事故が発生してから事後的に規制するという対応となっていた。

## (危険な子供用の製品の例)

### ①マグネットセット、水で膨らむボール



複数の磁石を誤飲して複数の磁石同士が消化管壁を挟み込み、消化管壁に穴があくおそれ。



水で膨らむボールを誤飲して消化管内で大きくなることで腸閉塞を生じるおそれ。

【画像出典】  
国民生活センター

### ②海外で法令違反となるぬいぐるみ等



金属製ファスナーが簡単に外れるおそれ。包装ビニール、ボタン電池等を誤飲して窒息するおそれ。



小さなパーツが取れやすく、誤飲して窒息するおそれ。

【画像出典】EU Safety Gate Alert number A12/01208/22 及び A12/01243/22

## <消費生活用製品安全法>

### (定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

## <消費生活用製品安全法で規制されている子供関連製品>

- ❑ 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- ❑ 磁石製娯楽用品（マグネットセット）※2023年5月追加
- ❑ 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）※2023年5月追加
- ❑ 乳幼児用玩具 ※2025年12月追加

# 子供用の製品の規制整備 ～「事後規制」から「事前規制」へ～

- 欧米等諸外国では、概ね玩具に関する安全規制が導入されている一方、日本では特定製品に指定されている一部の製品を除いて、事前規制がなかった。このため、諸外国で技術基準に適合しないとして販売が禁止された製品であっても、国内での流通を防止することができない状況であった。
- 国内の子供を守れない危機的状況であるとの指摘があることも踏まえれば、子供用の製品について、事前規制の対象とする必要があった。

玩具が安全規制の対象となっている主な国・地域

|       | 国・地域                                   |
|-------|----------------------------------------|
| 欧州    | EU、イギリス                                |
| アジア   | 中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インド           |
| オセアニア | オーストラリア、ニュージーランド                       |
| 北米・南米 | アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ     |
| 中東    | サウジアラビア、バーレーン、カタール、クウェート、UAE、オマーン、イエメン |
| ユーラシア | ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン           |

## 【対応】

- ① 「子供用特定製品」の 카테고리を創設し、対象製品を事前規制化。【消安法第2条第4項、第4条第2項等】

→製品には技術基準に適合した旨の表示及び対象年齢や使用上の注意事項に関する表示を義務化。

- ② 中古品については特例措置【消安法第4条第3項第4号】

→上記①を満たす中古品は販売可能。他方、パッケージがなく、上記①の表示が確認できない中古品については、販売事業者による安全確保のための体制整備などを条件として、販売を可能とする特例を措置。

# 子供用特定製品の指定の考え方

- 子供用特定製品の指定にあたっては、子供用製品による子供の製品事故を未然に防止するため、以下のよ  
うな視点を総合的に勘案。

## ①子供用の製品であること

主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。

## ②事故の様態等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること

重大製品事故を含む子供が被害にあう国内外の製品事故の実態を踏まえ安全確保の必要性があること。

## ③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること

製品の市場流通前の技術基準適合や使用方法に係る表示を義務付けることにより、事故を防止する効果が認められること。

## ④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること

海外で規制の対象である、又は日本への危険な製品の流入懸念がある等、規制の必要性があること。

### <改正消費生活用製品安全法 第2条第4項>

この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

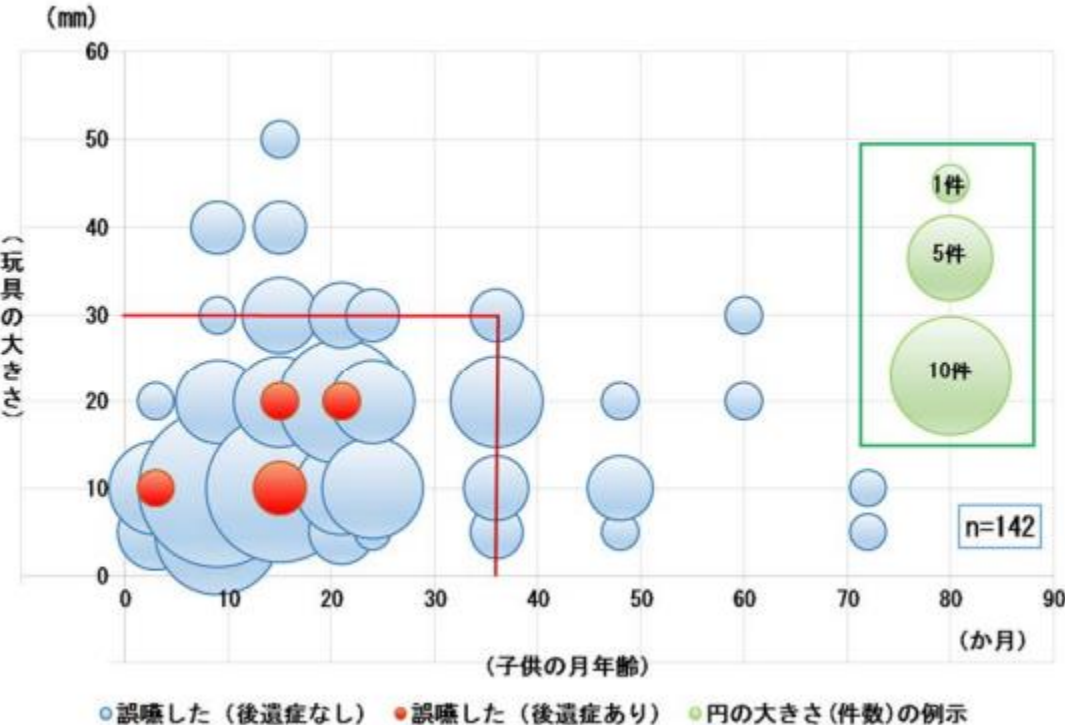
### <消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院HPより抜粋）>

四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害にあう事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。

# 玩具による事故や国際規格

- 玩具には、未就学児向けの積み木、小学生向けのボードゲーム、主に大人が収集するフィギュアやカードゲーム等、多種多様な製品が存在する。その中でも、**誤嚥による事故は、特に、3歳未満の子供に集中。国際的に見ても3歳未満向けの玩具に対して特に厳しい基準**が設けられている。
- なお、3歳未満向けかどうかの判断は、単に事業者が主張する対象年齢のみによるのではなく、**類似する製品の対象年齢**や、**広告から合理的に推測される対象年齢**と矛盾しないこと等を勘案して判断する必要がある。
- 以上から、**3歳未満向けの玩具を、まず規制の対象とする。**

子供の月齢／玩具の大きさ／後遺症の有無の関係  
(玩具の誤嚥経験を持つ子供の保護者302人に対するアンケート結果)



ISO8124-1における  
3歳未満向け玩具に対する要求事項の例

| リスク | 要求事項                                                                                                                                     |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小部品 | 36カ月未満の子供を対象とした玩具、その取り外し可能な構成部品、及び濫用試験にしたがって試験したときに放出される構成部品は、小部品試験にしたがって試験したときに、小部品円筒内に、どのような位置関係であれ、完全に収まってはならない。                      |
| 縁部  | 36カ月未満の子供を対象とする玩具には、接触可能な鋭い機能的な縁部があってはならない。                                                                                              |
| ひも  | 18カ月未満の子供を対象にした玩具におけるひもは、長さが220mmを超えない又は複数のパーツに分離するものでなければならない。<br>18カ月以上36カ月未満の子供を対象にした玩具におけるひもは、長さが300mmを超えない又は複数のパーツに分離するものでなければならない。 |

【出典】「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(平成29年11月20日)

※ 3歳以上向けの玩具については、リスクをある程度低減させることに留まる緩やかな基準となっている。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の指定

- 誤飲・窒息のおそれが顕在化しており早急に対応が必要な3歳未満向け玩具を、特定製品及び子供用特定製品に指定。

## 特定製品への指定について

特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一に次の一号を加える。

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

## 子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一第十三号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

※ 子供が長時間接することが想定される3歳未満向けの玩具は、予想のつかない乱雑な使用状況にさらされることが十分に想定されるため、技術基準へ適合する安全な製品を設計することに加えて、危険な使い方を防止するための正しい使用方法に係る警告を消費者である保護者等に適切に伝える必要性のある製品と認められることから、子供用特定製品に指定する必要がある。

### <改正消費生活用製品安全法>

第2条（略）

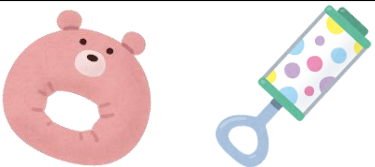
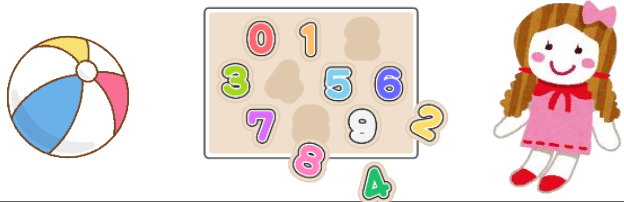
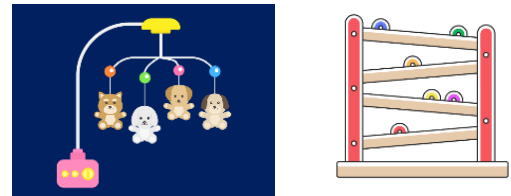
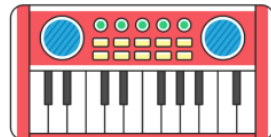
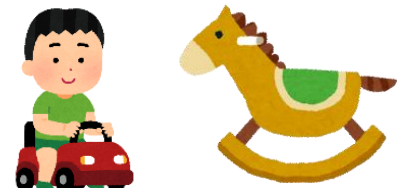
2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3（略）

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

# (参考) 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）のイメージ

- 3歳未満向け玩具には以下のような製品がある。

| 主たる用途        | 概要                                                                    | 製品イメージ                                                                                |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| かむ・なめる       | 乳幼児の口に入れやすい形状で、口唇に刺激を与えるような凹凸やひも等がある製品もある。                            |    |
| つかむ・握る・押す・引く | つかむ、握る、振る、投げるといった動作を楽しませるため、複数のパーツを積み上げたり、はめ込んだりさせる製品や、人や動物を模した製品もある。 |    |
| 視覚に働きかける     | 視覚的な刺激により楽しませるもので、複数の装飾がつり下げられて回転する製品や、転がり落ちるボールを目で追う製品もある。           |    |
| 聴覚に働きかける     | 効果音やメロディ、言語を音で聞くことを楽しむもので、楽器を模した製品やボタンを押すと音が出る製品もある。                  |   |
| 体を支える        | 立ち上がった姿勢や歩く姿勢を助ける製品や、上に乗り、揺らしたり動いたりすることを楽しむ製品もある。                     |  |

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の届出

- 乳幼児用玩具の製造・輸入事業者は、氏名又は名称及び住所等に加え、型式の区分を届け出ることが必要となる。

## <型式の区分（技術基準省令別表第2）>

| 特定製品の区分    | 型式の区分       |                |
|------------|-------------|----------------|
|            | 要素          | 材質等の区分         |
| 13. 乳幼児用玩具 | 種類          | (1)主として触るもの    |
|            |             | (2)主として体を支えるもの |
|            |             | (3)その他のもの      |
|            | 可動部・駆動部・発射体 | (1)含むもの        |
|            |             | (2)その他のもの      |
|            | 磁石・磁性部品     | (1)含むもの        |
|            |             | (2)その他のもの      |
|            | 音を発する構造     | (1)含むもの        |
|            |             | (2)その他のもの      |
|            | 熱源          | (1)含むもの        |
|            |             | (2)その他のもの      |

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の技術基準

- 乳幼児用玩具の技術基準は、技術基準省令において以下のとおり規定。

## ＜乳幼児用玩具の技術基準（技術基準省令別表第1）＞

- 1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
- 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4(1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。  
(2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。  
(3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。  
(4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。  
(5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
- 5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。
- 6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。
- 7(1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。  
(2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。
- 8 音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。
- 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の使用年齢基準・注意表示

- 乳幼児用玩具には、使用年齢基準に沿った対象年齢を定め、対象年齢を含む注意表示をする必要がある。

## <使用年齢基準（技術基準省令別表第1の2）>

- 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。
- 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。
- 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。
- 四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

※「広告」には、店頭ポップやテレビ・WEB等による広告のほか、商品パッケージにおける商品広告も含む。

## <乳幼児用玩具の注意表示（技術基準省令別表第2の2）>

| 対象の区分                                                                           | 使用に関して注意を促すための文言                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>全てのもの</u>                                                                    | 一 <u>使用に適した年齢</u><br>二 <u>保護者が見守る旨</u>                                                              |
| 水の中で使用することを意図した玩具                                                               | 乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨                                                                            |
| ゴム製の風船                                                                          | 一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨<br>二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨<br>三 破れた風船は速やかに廃棄する旨              |
| 出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの | ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨                                                                |
| 出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの | ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨                                                                |
| 出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの                          | 電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨                                                                         |
| 揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの                                                     | つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨                               |
| 揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの | 一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨<br>二 つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら取り外す旨 |
| ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの                                                        | 保護機能がない旨                                                                                            |

# 法施行前に製造、輸入された乳幼児用玩具の取扱い

- 玩具は、改正法の施行前に製造・輸入され、既に販売店等の在庫として市場に存在する製品について、全てを回収し、マーク等の表示の貼り替えを求めることは困難であることから、**施行前に製造・輸入された乳幼児用玩具については、販売規制を適用しないこととした。**
- このため、法施行後一定期間は、**施行前に製造等された製品（PSマーク等なし）** と **施行後に製造等された製品（PSマーク等あり）** が並存する期間が存在することとなる。
- 小売現場における混乱を防ぎ、販売業務に当たる店員や消費者に正しい情報を発信していく観点から、以下のような事項を整理し、小売り現場向け・消費者向けに発信していくことが必要。
  - **PSマーク等の表示がない法施行前製造等製品を販売しても違法に当たるものではないことの明確化（販売規制の対象外であることの周知、施行前製造等を証明するエビデンスの例示**  
例：仕入れ日のある契約書、製造時期が特定の製品、STマークによる確認含むメーカー等への確認 等）
  - **PSマーク等の表示がなくとも一定の安全性が確保された製品があることの発信**  
（STマーク/CEマークの表示製品はISO/EN基準を踏まえた製品であることの発信 等）
- 上記のような状況の中で、販売事業者が不必要に製品を売り控え、損失を被ることがないよう、製造・輸入事業者側で問合せがあれば丁寧に対応する体制を整えることや、正しい情報をしっかりと周知していくことも必要。

## <令和6年2月 産業構造審議会 製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

### ③制度導入前に製造・輸入された製品の取扱いに関する措置

特に玩具における流通実態を踏まえると、こども用の製品について制度導入以降であっても、市場には多くの制度導入以前に製造・輸入された製品の在庫（店頭在庫・流通在庫）が存在していることが想定される。また、現状の古い玩具の流通実態を踏まえると、「アンティーク」に近い概念として、古い玩具が市場や消費者から一定の評価を受け販売されていくといったことも想定される。

こうした特有の流通実態を踏まえると、制度導入以降であっても、制度導入前に製造・輸入されたこども用の製品については各種措置の対象外とする方向で検討を進めることが適切である。

# 乳幼児用ベッドの子供用特定製品への指定

- 消安法の中で既に規制の対象としている製品のうち、その用途が一定の月齢以下の子供用である製品として、乳幼児用ベッド※が存在する。主に生後24箇月以内の乳幼児を寝かせるために使用される製品を規制の対象としており、子供用の製品であるといえる。

※昭和51年に消安法の規制の対象に指定され、現在も特別特定製品に指定。

- 乳幼児用ベッドにおいては、近年でも**乳幼児用ベッドに寝かせていた乳幼児が落下して重傷**を負うなどの事故が発生しており、こうした事故を防止するためには、子供が足を掛けて簡単に乗り越えられないような柵の構造等の**技術基準への適合**に加え、つかまり立ちをする月齢からは床板を最下部に下げることなど、**正しい使い方を消費者に理解いただくことも重要**である。
- 今般、法律において、子供の安全確保のために子供用の製品を規制する「子供用特定製品」の枠組みを創設したこと、また、**乳幼児用ベッドは技術基準への適合に加えて正しい使用方法を理解いただくことが重要な製品**であることも踏まえ、乳幼児用ベッドを特別特定製品に加えて、**子供用特定製品にも位置付けた**。
- なお、政令の施行日より1年3月間は従来のPSCマーク製品を販売できる経過措置期間とした。

## 子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一第三号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定する。

三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）

# 子供用特定製品のマーク

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示すマークについて、子供の両親、祖父母、保育施設従事者等の消費者や、販売事業者も含む幅広い関係者が、一目見てイメージの湧きやすいマークとして、以下マークを新設。

<子供PSCマーク（技術基準省令別表第8、9）>



子供用特定製品かつ**特別**特定製品  
(例：乳幼児用ベッド)



子供用特定製品かつ特定製品  
(例：乳幼児用玩具)

# その他規定の整備

## 【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### 法律

- 規制の実効性を高めるための措置

# 規制の実効性を高めるための措置

- 特定製品の設計等について委託等を行う企業側が決定している場合、従来のように、規制当局が画一的に工場の所在地等の情報を求めるよりも、当該企業に対して各種の確認を速やかに行える状態であることを把握する方が、より実効的に事故等へ対応できる。
- このため、工場の所在地等の届出を不要とする事業者の要件を定める。具体的には、以下のよう  
な要件を求める。
  - ①製品の設計を行っていること（設計における安全性の確保）
  - ②検査機関において製品検査を定期的に行い、検査記録を保存していること（製品の安全性の確保）
  - ③求められた場合には工場の所在地等の情報を速やかに提供できること（万が一事故が起きた場合の迅速な対応）

## <技術基準省令 第7条の2>

第七条の二 法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。
- 二 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。
- 三 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。
- 四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。